

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
（宛先）京都市知事		平成 29 年 9 月 29 日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都機械工具株式会社 代表取締役 宇城 邦英 電話 0774-46-3700				
主たる業種	細分類番号 2   4   2   4					
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	平成26～28年度の平均値を基準に温室効果ガス排出量を5%以上削減する。					
計画を推進するための体制	取締役を本部長とする環境管理本部会議において、平成26～28年度の平均値を基準として、実行計画の進捗管理を実施する。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	3,455.3 トン	3,350.0 トン	3,250.0 トン	3,150.0 トン	-6.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量	3,449.2 トン	3,350.0 トン	3,250.0 トン	3,150.0 トン	-5.8 パーセント
	目標の根拠	配電トランスの負荷集約による統合 コンプレッサーの統合や改善 工場屋根の二層化など				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	10.19	9.88	9.59	9.29	-5.92 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	省エネ設備の導入や作業工程の見直しにより温室効果ガス排出量削減を図る				
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	70.0 パーセント	71.5 パーセント	73.0 パーセント	75.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	配電トランスの負荷集約による統合など				
	(30)年度	コンプレッサーの統合や改善など				
	(31)年度	工場屋根の二層化など				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	交通費全額支給による公共交通機関利用の推進				
	上記の措置を採用する理由	温室効果ガス排出量削減になることに加え、通勤中の車両事故に遭遇する危険性が減る。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ライトダウンキャンペーンに参加					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める

（注）「削減率」とは、削減率の根拠となる資料を添付してください。